

宮城県監査委員告示第 20 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項，第 2 項及び第 4 項並びに宮城県監査委員監査基準第 2 条第 1 項第 1 号の規定により令和 4 年 4 月から 6 月までに実施した一般会計及び特別会計に係る定期監査等の結果は次のとおりです。

令和 4 年 9 月 13 日

宮城県監査委員	高	橋	伸	二
宮城県監査委員	渡	辺	忠	悦
宮城県監査委員	成	田	由	加里
宮城県監査委員	吉	田		計

1 監査実施機関及び監査実施日

監査実施機関	監査実施日
○教育庁	
地方機関	
多賀城高等学校	5 月 27 日
工業高等学校	6 月 13 日
角田支援学校	6 月 8 日
○警察本部	
地方機関	
角田警察署	6 月 8 日
亘理警察署	5 月 26 日

2 監査結果

令和 3 年度の財務に関する事務の執行の事実が地方自治法第 2 条第 14 項及び第 15 項の規定の趣旨に沿って行われているかについて，合規性，正確性のほか，経済性，効率性及び有効性に意を用いて行いました。

その結果，業務の執行状況や帳票等を確認した範囲においては，一部で不適切な事務処理が見られたものの，概ね適正に執行されているものと認められました。

なお，公表すべき指摘事項は認められませんでした，その他の軽易な事項については関係機関に注意をしました。また，宮城県警察本部の監査については，犯罪捜査報償費の執行状況調査を実施しました。